

選挙運動費用の公費負担(選挙公営)制度について

●選挙運動費用の公費負担(選挙公営)制度について

公職選挙法では、お金のかからない選挙制度の実現とともに、候補者の選挙運動に係る経費の負担をできるだけ軽減することにより、立候補の機会均等を図るため、国または地方公共団体が候補者の選挙運動費用を負担する制度(このことを「選挙公営制度」といいます。)を設けています。

令和2年6月に公職選挙法が改正され、町村の選挙における立候補環境改善を図るため、選挙公営の対象が市と同様のものに拡大されたことから、令和2年12月に本町においても条例を制定し、町長選挙及び町議会議員選挙における「選挙運動用自動車の使用」「選挙運動用ビラの作成」「選挙運動用ポスターの作成」の費用が新たに公費負担(選挙公営)の対象となりました。

また、令和2年6月の公職選挙法の改正では、町議会議員選挙でのビラの頒布(上限1,600枚)が解禁されるとともに、選挙運動の公費負担の拡大に伴い、町議会議員選挙の立候補に供託金(15万円)が必要となりました。

※供託物が没収される場合は選挙運動の公費負担の対象外となります。

・供託物没収点・

町長選挙	有効投票総数の10分の1
町議会議員選挙	有効投票総数を議員定数で割った数の10分の1

●公費負担(選挙公営)の対象及び限度額について

1. 選挙運動用自動車の使用

契約の種別(①②のいずれかを選択)	限度額
①一般運送契約(ハイヤー方式) ※道路交通法に規定する「一般乗用旅客自動車運送事業者」との契約で、自動車・燃料及び運転手すべて含んで自動車を貸し切って契約する方式	1日1台につき64,500円×5日(選挙運動期間)=322,500円 ※1日につき1台に限る
②個別契約 ※「自動車借入契約」「燃料供給」「運転手雇用」をそれぞれ個別に契約する方式	(1)自動車借入1日1台につき16,100円×5日(選挙運動期間)=80,500円 ※1日につき1台に限る (2)燃料供給1日7,700円×5日(選挙運動期間)=38,500円 (3)運転手雇用1日1人12,500円×5日(選挙運動期間)=62,500円 ※1日につき1人に限る

※限度額を定額で支払うものではなく、限度額の範囲内で実際に要した費用を支払います。

※無投票となった場合は、告示日1日分が選挙運動期間となります。

※例えばレンタカー業者から借入れする場合、車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

2. 選挙運動用ビラの作成

選挙の区分	限度額
町長選挙	1枚7.73円×5,000枚(法定枚数)=38,650円
町議会議員選挙	1枚7.73円×1,600枚(法定枚数)=12,368円

※限度額を定額で支払うものではなく、限度額と法定枚数の範囲内で実際に要した費用を支払います。

※無投票の場合でも公費負担の対象となります。

※選挙管理委員会が発行・配布する「証紙」を貼付されたものでなければ頒布できません。

※頒布方法は、①新聞折込、②選挙事務所内における頒布、③個人演説会の会場内における頒布、街頭演説の場所における頒布に限られます。

3. 選挙運動用ポスターの作成

1枚あたりの限度額	(541.31円×100枚+316,250円)/100枚(ポスター掲示場数) =3,704円(1円未満の端数は切上げ) ※ポスター掲示場数は、変わることもあります。
公費負担の限度額	3,704円×100枚=370,400円

※限度額を定額で支払うものではなく、限度額とポスター掲示場数の範囲内で実際に要した費用(3,704円/枚かつ100枚以下)を支払います。

※無投票の場合でも公費負担の対象となります。

●公費負担の手続き

費用は候補者に支払われるのではなく、あらかじめ候補者と契約を締結した業者等を候補者が町選挙管理委員会に届出し、この契約業者等が町に請求する仕組みとなっています。このため、公費負担を受けたい場合は、必ず業者等との契約締結が必要となります。

なお、町から契約業者等への経費の支払い時期は選挙期日後で、供託物没収関係が確定した日以降となりますので、契約の時にこの旨を業者等に説明してください。

(1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

ア. 届出先	吉備中央町選挙管理委員会
イ. 届出期日	契約が立候補届出の前の場合…立候補届出の時 契約が立候補届出の後の場合…契約締結後直ちに
ウ. 添付書類	各業者等との契約書の写し

留意事項

- ・「選挙運動用自動車の使用」において、「個別契約」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- ・契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限ります。